

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について

平成12年3月27日

仙台市告示第230号

改正 平成12年12月21日仙台市告示第1208号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について、次のとおり定め、平成12年4月1日から施行することとしたので、告示します。

なお、平成8年仙台市告示第187号は廃止します。

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

(1) a 区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域並びに同項第2号に規定する特別用途地区のうち文教地区として指定された区域（以下「文教地区」という。）

(2) b 区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域（文教地区を除く。）、同号に規定する近隣商業地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域並びに同法第7条第1項に規定する市街化調整区域の区域

(3) c 区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域（b区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域